

業務管理体制について

指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられておりますので必ず届出を行ってください。

また、届出内容に変更が生じた場合は、変更にかかる届出書を提出してください。

○対象事業者

届出は、根拠条文ごとに行ってください。

(1) 障害総合支援法に基づくもの

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第 51 条の 2）

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第 51 条の 31）

(2) 児童福祉法に基づくもの

ア 指定障害児通所支援事業者等（法第 21 条の 5 の 27）

イ 指定障害児入所施設等（法第 24 条の 19 の 2）

ウ 指定障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）

○届出先

事業所等の区分	届出先
指定事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）
指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	各中核市
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	各市町村
上記以外の事業者等	当該管轄の県保健福祉事務所等 ※事業者（設置法人）の所在地を所管する県保健福祉事務所等に提出してください。中核市に所在する事業者も県が届出先となります。 ※福島県外に法人所在地があり、福島県内のみ事業所が所在する場合は、福島県庁障がい福祉課又は児童家庭課に届出を提出してください。

○記入要領について

以下ホームページに、届出にかかる記入要領を掲載しておりますので、届出書作成時にご活用ください。

URL:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/compliance.html>

○その他

既に届けている内容が不明の場合は、管轄の県保健福祉事務所にお問い合わせください。詳細については、上記ホームページをご覧ください。

福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について第3号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第4号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

（届出の提出）

第5条 第2条から前条までの規定による届出は、届出を行う事業者の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長（いわき市にあっては、県いわき地方振興局長）を経由して知事に提出するものとする。

（関係機関への情報提供）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の改正前、現に提出されている改正前の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）による様式は、改正後の福島県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱による様式とみなす。
- 3 本要綱の施行の際、現に作成されている改正前の要綱による様式は、所用の調整をして使用することができる。